平成19年　№39

東京学芸大学紀要出版規程の一部を改正する規程

改正理由

現在，研究紀要に投稿できる者は，各学系及び附属学校の専任教員に限定されているが，紀要編集委員会が承認すれば，客員教授及び客員准教授並びに特任教員も研究紀要に投稿できるようにするため，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年５月９日　部局長会　審議承認

平成19年５月９日　教育研究評議会　審議承認

東京学芸大学紀要出版規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年５月10日

東京学芸大学長

鷲　山　恭　彦

平成19年規程第24号

東京学芸大学紀要出版規程の一部を改正する規程

東京学芸大学紀要出版規程（昭和41年規程第２号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学紀要出版規程の一部改正について

改正理由：現在，研究紀要に投稿できる者は，各学系及び附属学校の専任教員に限定されているが，紀要編集委員会が承認すれば，客員教授及び客員准教授並びに特任教員も研究紀要に投稿できるようにするため，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （投稿） 第３条　各学系の専任教員は，所属学系の紀要に投稿するものとする。他の学系の紀要に投稿を希望するときは，次条に定める当該学系の紀要編集委員会に届け出るものとする。 ２　客員教授及び客員准教授並びに特任教員及び附属学校の専任教員は，希望する学系の紀要に投稿することができる。その場合は，投稿を希望する学系に属する専任教員の紀介を経て，次条に定める当該学系の紀要編集委員会の承認を得なければならない。 〔省略〕 附　則 この規程は，平成19年５月10日から施行する。	〔省略〕 （投稿） 第３条　各学系の専任教員は，所属学系の紀要に投稿するものとする。他の学系の紀要に投稿を希望するときは，次条に定める当該学系の紀要編集委員会に届け出るものとする。 ２　附属学校の専任教員は，希望する学系の紀要に投稿することができる。その場合は，投稿を希望する学系に属する専任教員の紀介を経て，次条に定める当該学系の紀要編集委員会の承認を得なければならない。 〔省略〕